

# 開発事業における 無電柱化推進に向けた オンラインセミナー

---

国土交通省 都市局 都市計画課

# 無電柱化の必要性

○無電柱化は、「①防災」、「②安全・快適」、「③景観」の観点から推進

## 道路の 防災性能の向上



<電柱の倒壊による道路閉塞>

## 通行空間の 安全性・快適性の確保



<歩行の支障となる電柱>

## 良好な景観形成



<美観を損ねる電柱・電線>

## (参考) 能登半島地震における電力の被害状況

- 能登半島地震では、**発災時に最大約4万戸の停電**が発生。2月22日時点で、**約800戸にまで減少し、概ね復旧した状況**。**復旧の長期化が見込まれる地域**においては、**現場へのアクセス改善に応じて順次、復旧作業を実施**。
- 北陸電力送配電における**電柱の被害件数**は、**電柱傾斜で約2,270本、電柱折損で約740本、断線・混線で約1,650箇所**。

### 被害状況の事例（電柱の傾斜・折損・混線）



被害内容	被害数
電柱の傾斜	約2,270本
電柱の折損	約740本
電線の断線・混線	約1,650箇所

(出典) 北陸電力送配電ホームページ

(出典) 送配電網協議会／電気事業連合会 令和6年能登半島地震に伴う復旧に向けた電力各社による応援派遣の状況について (2024年2月6日)

# 無電柱化の制度の変遷

## S27年 道路法制定

- 電線・電柱は義務占有物件として占有許可の対象
- ただし、交通がふくそうする又は幅員の狭い道路については、37条で**占有を制限**できる

## S61年 電線類地中化計画(第1期)開始

- キャブシステム、管理方式、直接埋設方式等から選定

## H 7年 電線共同溝法制定

- 電線共同溝の整備を各種特例で推進し、電線・電柱の**占有を制限**

## H25年 道路法改正

- 緊急輸送道路など防災上重要な道路を37条に追加し、電柱の**占有を制限**

## H28年 無電柱化の推進に関する法律制定

## H30年 無電柱化推進法に基づく「無電柱化推進計画」策定 道路法改正

- 幅員の狭い歩道など交通安全上必要な道路を37条に追加し、電柱の**占有を制限**

## H31年 道路法施行規則改正

- 道路事業や市街地開発事業等の実施時に、技術上困難と認められる場所以外は電柱の**設置を禁止**

## R 2年 道路法改正

- 緊急輸送道路等の沿道区域で、電柱等の工作物を設置する場合の届出・勧告制度を創設

## R 3年 新たな「無電柱化推進計画」策定

# 「無電柱化の推進に関する法律」概要 (H28.12.9成立)

## 目的

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化<sup>(※)</sup>の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等をもとにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

(※) 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

## 基本理念

- 1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進 (2条)
- 2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- 3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

## 国の責務等

- 1. 国 : 無電柱化に関する施策を策定・実施 (3~6条)
- 2. 地方公共団体 : 地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 3. 事業者 : 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
- 4. 国民 : 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

## 無電柱化推進計画(国土交通大臣)

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表 (7条)  
(総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

## 都道府県・市町村無電柱化推進計画

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表(努力義務) (8条)  
(電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

## 無電柱化の推進に関する施策

- 1. 広報活動・啓発活動 (9~15条)
- 2. 無電柱化の日(11月10日)
- 3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
- 4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- 5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- 6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- 7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

※ 公布・施行:平成28年12月16日(附則1項)

※ 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則2項)

## 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1. 取組姿勢

#### ・**新設電柱を増やさない**

特に**緊急輸送道路**については**電柱を減少**させる

- ・徹底した**コスト削減**を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
- ・事業の**更なるスピードアップ**を図る

### 2. 適切な役割分担による無電柱化の推進

#### ①防災・強靱化目的

- ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
- ・長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
- ・上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施

#### ②交通安全、景観形成・観光振興目的

- ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施

道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者及び開発事業者が連携して実施

### 3. 無電柱化の手法

- ・電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線

### 4. まちづくり等における無電柱化

- ・まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
- ・無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

## 第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

## 第3 無電柱化の推進に関する目標

### 1. 無電柱化の対象道路

- ・防災：市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間 等
- ・安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路 等
- ・景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区 等

### 2. 計画目標・指標

高い目標を掲げた前計画を継承

#### <進捗・達成状況を確認する指標>

#### ①防災

・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率  
38%→52%

#### ②安全・円滑な交通確保

・特定道路における無電柱化着手率  
31%→38%

#### ③景観形成・観光振興

・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数 37→46地区  
・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 56→67地区  
・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数 46→58地区

目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、**新たに4,000kmの無電柱化が必要**  
そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点)や開発事業者による無電柱化あり

## 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進 ※2,400km
- ・ 既設電柱については、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始
- ・ 沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性がある工作物を設置する際の届出・勧告制度について、関係者が連携して道路閉塞防止を実施 ※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日成立） 等

### 2. 新設電柱の抑制

- ・ 道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底
- ・ 事業認可や開発許可の事前相談時などを捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討を徹底
- ・ 新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、削減に向けた対応方を令和3年度中にとりまとめ 等

### 3. コスト縮減の推進

- ・ 地方公共団体への普及を図るなどコスト縮減の取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目標
- ・ 設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体へ普及促進
- ・ 配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など電線管理者による主体的な技術開発の促進
- ・ 地域の状況に応じて安価で簡便な構造・手法を採用 等

### 4. 事業のスピードアップ

- ・ 発注方式の工夫など事業のスピードアップを図り、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減（平均4年）を目標（現在は平均7年） 等

### 5. 占用制限の的確な運用

- ・ 新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始 等

### 6. 財政的措置

- ・ 新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 等

### 7. メンテナンス・点検及び維持管理

- ・ 国は、電線共同溝の点検方法等について統一的な手法を示し地方公共団体も含めて適切な維持管理を図る 等

### 8. 関係者間の連携の強化

- ・ ガスや上下水道など他の地下埋設物と計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し工程等を調整 等

## 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援
3. 中長期的な取組

## 通知のポイント

無電柱化の推進に関する法律の制定、道路法施行規則の改正等を踏まえ、開発許可制度の取扱いについて技術的助言を发出

### ○ 無電柱化法について

- ・ 無電柱化法第12条前段において、「市街地開発事業その他これらに類する事業」が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。
- ・ 「その他これらに類する事業」には開発事業も含まれると解されるため、開発道路においても無電柱化が求められる。

### ○ 開発道路における無電柱化について

- ・ 道路管理者に引き継がれる開発道路は、道路法の適用を受けるため、変更された占用許可基準のほか、道路局事務連絡等が適用される。
- ・ 開発事業は整備主体が開発許可申請者のため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担等について記載  
※ 道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）は、引き継がれる開発道路に準じた取扱いとする。

### ○ 開発許可権者の留意事項

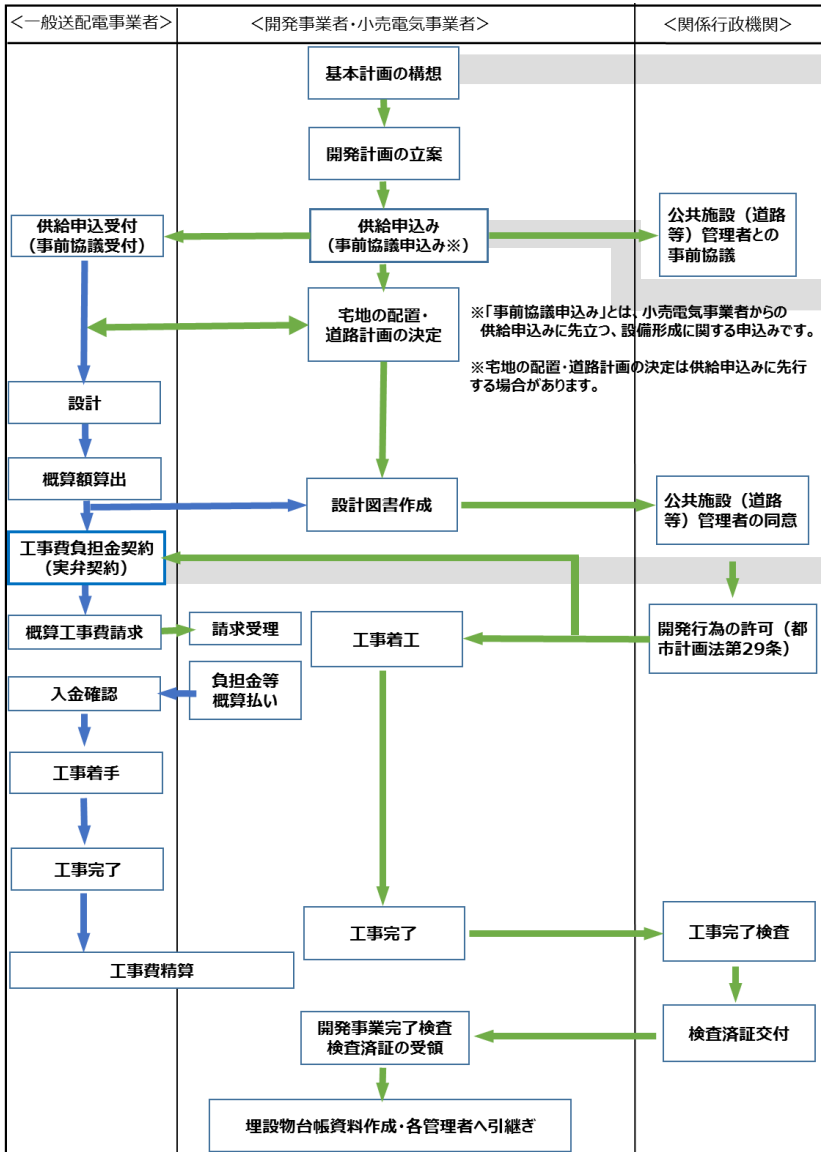
- ・ 開発許可申請者への無電柱化の促進に向けた情報提供
  - ・ 道路管理者との公共施設管理者協議を速やかに行うこと
  - ・ 2年前通知を予備設計着手の段階から发出すること 等
- ・ 2年前通知がなされていない場所、開発道路（私道）等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施が望ましい。



# 電線共同溝方式によらない無電柱化の手続について

開発許可に伴う無電柱化手続フロー（例）

※関係行政機関、一般送配電事業者により手続（フロー）が異なる場合があります。



① 道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う「技術的助言」及び「道路局手引き」に基づき運用する市街地開発事業等  
 ➢ 上記助言等のとおり、工事着手の2年前までに一般送配電事業者へ通知をお願いいたします。

② 道路法施行規則4条の4の2の改正に係る「技術的助言」及び「道路局手引き」に基づく運用をしない市街地開発事業等  
 ➢ 工事着手までの期間が2年未満となり、通知が行われない市街地開発事業等も存在することから、以下の手続をお願いします。  
 ➢ 供給申込者から一般送配電事業者への事前協議依頼（事前協議を行わない場合は供給申込み）の際に、以下の書類を供給申込者より一般送配電事業者へ提出いただきますようお願いいたします。  
 ○ 市街地開発事業等の許認可証等の写し

③ 事前協議の際に（事前協議を行わない場合は供給申込み）の際に、許認可が下りていない場合には、①、②ともに工事費負担金契約（実弁契約）の締結までには、市街地開発事業等の許認可証等の写しを供給申込者から一般送配電事業者へ提出いただきますようお願いいたします。

- ※ 一般送配電事業者が無電柱化に係る地上機器や電線等の負担を行うに当たり、法令・条例等に基づく書類の確認が必要となります。
- ※ 工事費負担金契約（実弁契約）の締結までに許認可証等の写しが提出いただけない場合には、一般送配電事業者による無電柱化に係る地上機器や電線等について費用負担することができず、要請者負担となりますので御注意ください。
- ※ 一般送配電事業者によっては、供給申込時に許認可証等の写しの提出を求められる場合があります。

※ 詳細は、エネ庁HP「市街地開発事業等において、電線共同溝方式によらない無電柱化を行う場合の一般送配電事業者の費用負担の見直しについて」を参照

## 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

総務省、経済産業省同時発表

令和4年4月20日  
国土交通省 道路局 環境安全・防災課  
国土交通省 都市局 街路交通施設課

### 電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について

令和3年5月に策定した無電柱化推進計画(国土交通大臣決定、計画期間:令和3~7年度)では、「新設電柱を増やさない」を取り組み姿勢の1つに掲げております。

これを受けて、令和3年度、関係省庁(国土交通省、資源エネルギー庁、総務省)が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策を検討してきました。

このたび、関係省庁連絡会議で対応方策をとりまとめましたのでお知らせします。

これまで、国土交通省では、関係省庁と連携して無電柱化の取り組みを進めてきました。しかし、全国には依然として約3,600万本の電柱が存在し、毎年数万本単位で増え続けている状況にあります。そこで、新設電柱の増加要因の調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策を関係省庁が連携して検討してきました。

新設電柱の調査は、資源エネルギー庁、総務省、国土交通省道路局、都市局と連携し、令和3年4月より実施してきました。【調査結果の概要:別紙1】

令和3年4月から12月までの調査結果をもとに、電柱が新設されるケースを類型化し、ケースごとに対応方策を立案しました。【対応方策の詳細:別紙2】

今後は、関係省庁が連携して対応方策を推進し、新設電柱の抑制に取り組んでまいります。

別紙1:新設電柱の調査結果概要(R3年4月~12月)

別紙2:分析結果を踏まえた対応方策(R4年4月関係省庁連絡会議)

別紙3:無電柱化推進計画(R3年5月策定)概要

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 課長補佐 荒谷(内線 38272)  
Tel:03-5253-8111(代表) 03-5253-8495(直通)  
国土交通省 都市局 街路交通施設課 企画専門官 神山(内線 32862)  
Tel:03-5253-8111(代表) 03-5253-8415(直通)

## 分析結果を踏まえた要因と対応方策

別紙2

令和4年4月 関係省庁連絡会議

	電柱新設のケース	電柱新設の要因	対応方策
新設電柱への対応	<b>ケース①</b> 一定規模の住宅建設等(市街地開発事業等外)に伴う供給申込(約10千本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引込線の位置が確定できない効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となり、電柱が選択される。</li> <li>現状では関係約款等により要請者負担となるが、上記理由から要請するインセンティブがない。</li> </ul>	<b>【①-1:施工法の効率化】</b> (1)上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工法を推進【電力】 <b>【①-2:無電柱化に係るコストの削減】</b> (1)ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減【電力】 (2)側溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大【電力・通信、道路、都市】
	<b>ケース②</b> 市街地開発事業等に伴う電柱新設(約2.4千本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けられない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大となりインセンティブがない。</li> <li>歩道などが幅員の狭い生活道路における低コストで敷設可能な工法が普及されていない。</li> <li>引込線の位置が確定できない効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となる。</li> <li>関係者が多く、設計や工事含め調整に時間を要する。</li> <li>管路の管理者が法外に建柱となる場合がある。</li> <li>許可・指導する自治体職員の知見が十分ではないケースも見られる。</li> </ul>	<b>【②-1:費用負担の見直し】</b> (1)電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、R3年度に補助対象を拡充【都市】 (2)電線共同溝法の指定道路以外でも、一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定【電力】するとともに、施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設【都市】 <b>【②-2:施工法の効率化】</b> (1)無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大【電力・通信、道路、都市】 <b>【②-3:普及啓発】</b> (1)自治体職員に向けたガイドラインの作成等(取組事例の横展開を含む)【道路、都市】
	<b>ケース③</b> 既存の配電網から離れた住宅や施設への供給ルートの建設(約2.5千本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電線の距離が長く、倒木等による停電リスクはあるが、低コストの電柱新設が選択される。</li> </ul>	<b>【③:優先度に応じた対応】</b> (1)レジリエンスの観点から重要なルートについて、低コスト化手法を活用しながら無電柱化を実施【電力・通信】
	<b>ケース④</b> 再エネ発電所の建設に伴う電柱新設(約10千本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧と比べ低圧の方が保安規制等が少なく、掘削と発電設備を分割する事業者が存在。分割された発電設備に際して必要以上に電柱が増加。</li> </ul>	<b>【④:太陽光発電の分割抑制】</b> (1)保安規制の遵守徹底と不要な電柱増加を防ぐため、太陽光発電と発電設備の分割規制を強化【電力】
	<b>ケース⑤</b> 緊急輸送道路及び沿道民地への電柱の新設(約1.1千本) (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期の短さや低コストの観点から、緊急輸送道路で新設電柱の占用制限措置が導入されていない道路に電柱が新設。</li> <li>緊急輸送道路の沿道民地に電柱が新設。</li> </ul>	<b>【⑤:緊急輸送道路の被害拡大防止】</b> (1)緊急輸送道路全線において新設電柱の占用制限措置を行うため、整備同等より市町村へ措置の導入を促す。【道路】 (2)沿道民地において届出対象区域の導入を図る(直轄国道から優先的に導入)。【道路】
	<b>ケース⑥</b> 供用後1年以内の道路に電柱新設(約0.1千本) (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>無電柱化法第12条による同時整備に向けた関係者間調整が不十分</li> <li>道路整備の機に施設が建設され、工期の短さや低コストの観点から電柱新設が選択される。</li> </ul>	<b>【⑥:道路整備時の無電柱化】</b> (1)同時整備の課題把握、自治体へ意旨の徹底を促す【道路、都市】 (2)郊外の緊急輸送道路等について、道路整備と同時に管路等を埋設する整備を推進する。【電力・通信、道路、都市】
既設電柱を含めた対応	<b>ケース⑦</b> 個別や数戸の住宅や施設等への供給申込による電柱新設(約26千本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の配電線が既設の電柱により整備されており、1~3本など離れた電柱の地中化を行う効果(景観、防災等)は少なく、また、改本だけの無電柱化は費用も一層高額となる。</li> </ul>	<b>【⑦:既設電柱の削減】</b> (1)既設の電柱の効率的な配置による電柱の削減や、電力線と通信線の共架を推進する。【電力・通信】 (2)無線基地局や病院等の重要施設への単線の供給ルート等を適宜、道路状況等に応じて、無電柱化を実施【電力・通信】 (3)光ファイバーの地中化を図るための下水道管の活用【通信】 (4)緊急輸送道路については、電柱の更新時期や道路の拡幅工事等に合わせた移設や電線共同溝による無電柱化を図る。【電力・通信、道路】 (5)自治体や事業者による小規模開発の無電柱化事例を、新たに数戸の住宅開発を行う事業者に対しPRし、無電柱化を促す。【電力・通信】
	<b>既設電柱</b> (約3,600万本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦後の復興以降、コストとスピードの観点から、電柱によるインフラ整備。</li> </ul>	
	<b>⑧ 無電柱化推進のため</b>	<b>新設電柱の調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設電柱の動向を正確にモニタリングしていくため、新設電柱の調査を継続的に実施していく。【電力・通信】</li> </ul>
	<b>海外動向の調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度においては海外の最新動向を把握するために海外動向調査を実施していく。【電力、道路】</li> </ul>	
	<b>運用の改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の代表的な開発事業者や自治体に対し、PR活動の強化に取り組む。【電力・通信】</li> <li>無電柱化に際して電力会社との調整が難航した場合の相談受付や、関係省庁において同様の事例が把握された場合は、エネ庁に情報提供するなど連携・相談体制を整備する。【電力】</li> </ul>	

注) 各ケースの電柱本数は、ケース⑤⑥については令和3年4月~9月。それ以外は令和3年4月~12月。

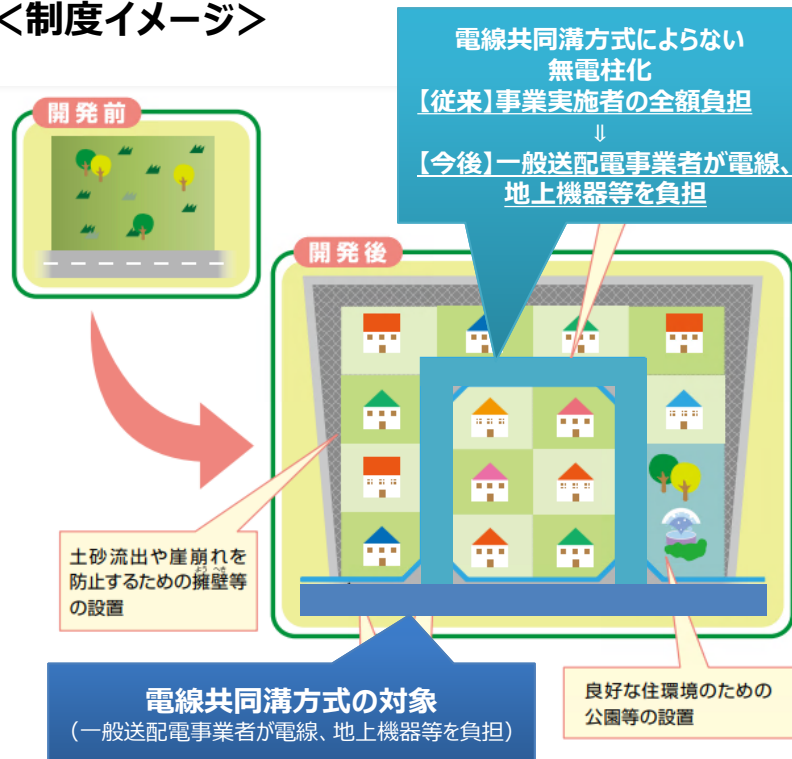
		電柱新設のケース	電柱新設の要因	対応方策
新設電柱への対応	供給申込 新設電柱のみの対応	<b>ケース①</b> 一定規模の住宅建設等（市街地開発事業等外）に伴う供給申込（約10千本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となり、電柱が選択される。</li> <li>現状では関係約款等により要請者負担となるが、上記理由から要請するインセンティブがない。</li> </ul>	<b>【①-1:施工法の効率化】</b> (1)上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工法を検討【電力】  <b>【①-2:無電柱化に係るコストの削減】</b> (1)ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減【電力】 (2)側溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大【電力・通信、道路、都市】
		<b>ケース②</b> 市街地開発事業等に伴う電柱新設（約2.4千本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、<b>施行者等の負担が過大</b>となりインセンティブがない。</li> <li>歩道がなく幅員の狭い生活道路における<b>低コスト</b>で敷設可能な工法が普及されていない。</li> <li>引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となる。</li> <li>関係者が多く、設計や工事含め調整に時間を要する。</li> <li>管路の管理者が決まらずに建柱となる場合がある。</li> <li>許可・指導する自治体職員の知見が十分ではないケースも見られる。</li> </ul>	<b>【②-1:費用負担の見直し】</b> (1)電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、 <b>R3年度に補助対象を拡充</b> 【都市】 <b>(2)電線共同溝法の指定道路以外でも、一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定</b> 【電力】するとともに、 <b>施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設</b> 【都市】  <b>【②-2:施工法の効率化】</b> (1)無電柱化のスピードアップに向けた <b>一体的な設計・施工の実施拡大</b> 【電力・通信、道路、都市】  <b>【②-3:普及啓発】</b> <b>(1)自治体職員に向けたガイドラインの作成等</b> （取組事例の横展開を含む）【道路、都市】
	<b>ケース③</b> 既存の配電網から離れた住宅や施設への供給ルートへの建設（約2.5千本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電線の距離が長く、倒木等による停電リスクはあるが、<b>低コストの電柱新設が選択</b>される。</li> </ul>	<b>【③:優先度に応じた対応】</b> (1)レジリエンスの観点から重要なルートについて、 <b>低コスト化手法を活用しながら無電柱化を実施</b> 【電力・通信】	
	<b>ケース④</b> 再エネ発電所の建設に伴う電柱新設（約10千本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧と比べ低圧の方が保安規制等が少なく、<b>柵などで発電設備を分割する事業者が存在</b>。分割された発電設備に応じて<b>必要以上に電柱が増加</b>。</li> </ul>	<b>【④:太陽光発電の分割抑制】</b> (1)保安規制の順守徹底と不要な電柱増加を防ぐため、 <b>太陽光発電など発電設備の分割規制を強化</b> 【電力】	

注) 各ケースの電柱本数は、ケース⑤⑥については令和3年4月～9月。それ以外は令和3年4月～12月。

# 市街地開発事業等における無電柱化の推進

- 市街地開発事業等において無電柱化を行う場合、これまで**開発事業者等要請者が全額費用負担**していたが、**一般送配電事業者が一定程度(約1/3：地上機器・電線等にかかる費用)を負担する仕組みを構築し、2022年1月より運用を開始。**
- **東京、中部、北海道エリアの3件の先行事例は既に工事完了。新たに4件の申込実績が生まれており、うち1件で工事が完了している。**

## <制度イメージ>



## <導入実績の例>

企業名	場所	概要
東京電力PG	東京都世田谷区	約1,700m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施済</b>
中部電力PG	愛知県豊川市	約20,800m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施済</b>
北海道電力NW	北海道倶知安町(くつちゃんちょう)	約146,000m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施済</b>
東京電力PG	埼玉県草加市	約65,400m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施中</b>
東京電力PG	神奈川県横須賀市	約24,000m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施中</b>
東京電力PG	神奈川県横須賀市	約17,100m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施中</b>
東京電力PG	神奈川県横浜市	約1,250m <sup>2</sup> の分譲地を開発する際に、無電柱化を <b>実施済</b>

# 無電柱化まちづくり促進事業(R4年度創設)

- 市街地開発事業等における無電柱を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 施行者の負担の軽減により、市街地開発事業等の無電柱化を進めていく

## ■ 無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

### 【交付要件】

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

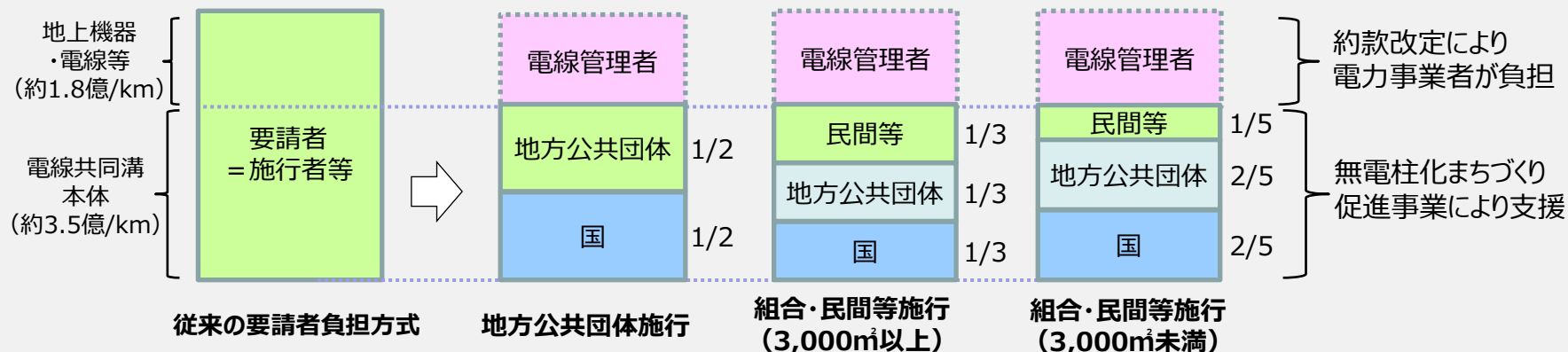
【交付対象事業費】 無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

【交付対象】 地方公共団体（事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付）

【国費率】 1 / 2



### 新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



- まちづくりにおける無電柱化を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 令和5年度は東京都、茨城県、千葉県の10市区町で活用され、東京都以外にも実施地区が拡大

## ■ 令和5年度実施状況

事業概要： 土地区画整理事業、都市計画法の開発許可に基づく開発行為にて行われる宅地整備において無電柱化を実施

実施箇所（予定含む）： 10市区町（東京都、茨城県、千葉県） 【参考】 令和4年度 3市区（東京都）



管路の工事状況



無電柱化まちづくり促進事業を活用した  
無電柱化の実施事例  
(東京都狛江市)



配管工事  
の状況

無電柱化まちづくり促進事業を  
活用した無電柱化の施工状況事例  
(東京都世田谷区)

## ガイドラインの目的

- 開発事業における無電柱化を進めるため、地方公共団体職員や開発事業者等のノウハウの不足等により生じる課題を整理し、その解決に資する情報を整理してガイドラインを作成。
- 本ガイドラインを幅広い関係者に周知することで、開発事業における無電柱化に取り組む際の手助けとなるものとし、開発事業における無電柱化の取組の加速を図る。

## ガイドラインの構成

無電柱化に関わる「地方公共団体」、「開発事業者」、「電線管理者」等の役割を整理するとともに、各プレイヤーに応じて必要となる情報やノウハウを体系的に提示。

- 無電柱化に係る基本的な情報
  - ・ 法令・制度
  - ・ 事業手法・整備手法
- 低コスト化手法のケーススタディ
- 開発事業における無電柱化の実施フロー  
関係者間の協議・調整の留意点
- 無電柱化の施工事例

等



## ガイドラインの概要①

### 1. 無電柱化に係る法令や制度

- 開発事業において無電柱化を進める際の関係法令や各種通知、支援制度等の要点を分かりやすく整理することで、地方公共団体及び開発事業者等の基礎知識の向上を図る。

#### 【関係法令等】

- ①無電柱化の推進に関する法律
- ②無電柱化推進計画
- ③道路局発出の手引き・関係通知
- ④都市局発出の関係通知  
(開発許可制度における技術的助言)

#### 【支援制度等】

- ①無電柱化まちづくり促進事業
- ②託送供給等約款の改正

### 2. 無電柱化の整備手法・事業手法

- 開発事業者が無電柱化を実施する際、様々な整備手法から選択できるよう、「管路埋設工法」や「小型ボックス工法」、「直接埋設工法」等の地中化による整備手法に加え、「裏配線工法」や「軒下配線工法」等の整備手法を提示し、柔軟な整備促進を図る。
- 地中化による無電柱化を実施する際の費用負担について、事業手法(電線共同溝方式、要請者負担方式等)別に整理。



## ガイドラインの概要②

### 3. 低コスト化手法のケーススタディ

- 無電柱化のボトルネックである「整備費用」について、開発規模別の無電柱化モデルに基づくケーススタディの実施により、低コスト化手法採用時の整備費用を算出。
- 低コスト化手法の採用により、比較的スケールメリットが得られにくい「小規模開発」においても整備費用の低減が図られるようなケースを検討。

### 4. 開発事業における無電柱化の実施フロー・留意点

- 開発事業における無電柱化を実施するにあたって、「地方公共団体」、「開発事業者」、「電線管理者」等といった各プレイヤー間の円滑な協議・調整を支援するため、無電柱化の実施フローや協議及び調整に関する留意点等を整理。
- 実施フローや協議及び調整に関する留意点については、開発事業における5つのステップ(準備構想段階、計画段階、実施段階、工事段階、維持管理段階)別に各種アンケート調査及びヒアリング調査等により整理。



## ガイドラインの概要③

### 5. 無電柱化の施工事例・施策事例

- 無電柱化を検討及び企画している開発事業者や指導を行う地方公共団体の参考となるような事例を取り纏め、ノウハウや知見の共有・展開を図る。

#### 【施工事例(例)】

- ① 兵庫県宝塚市「逆瀬川PRIMES」  
⇒ 電力線・通信線：裏配線工法
- ② 福岡県福岡市「アイランドシティ香椎照葉地区」  
⇒ 電線共同溝方式

#### 【施策事例(例)】

- ③ 茨城県つくば市「つくば市無電柱化条例」
- ④ 岐阜県各務原市「グリーンランド柄山 景観地区・景観形成ガイドライン」



### 6. 開発事業における無電柱化Q&A

- 開発事業者や地方公共団体をはじめとする無電柱化実務担当者が抱く無電柱化に関する疑問点等を整理し、「無電柱化Q&A」にて解決策等を提示。

※ガイドライン本体は国土交通省都市局都市計画課HP（以下URL）を参照。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_tk\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000011.html)

○開発事業における無電柱化において課題となっている開発事業者の費用負担軽減や地上機器等の配置の工夫について参考となる事例を収集し、令和6年春にガイドラインに追加予定。

## ①開発事業者の費用負担軽減に係る事例

### ▶ 遊歩道内で地中化を行い、工事費低減を実現

- ・遊歩道内で浅層埋設による地中化を行うことで、事業者が負担する工事費軽減を実現（埼玉県久喜市事例）

## ②地上機器等の配置の工夫の事例

### ▶ 地上機器の配置を工夫し宅地面積の確保を実現

- ・宅地の切欠を解消するため、植栽帯の一部に地上機器を配置（大阪府箕面市事例）

### ▶ 宅地の切欠を最小限に抑えた地上機器の配置

- ・宅地の切欠を最小限に抑えるため、宅地間境界部に地上機器を配置（兵庫県西宮市事例）



遊歩道内で浅層埋設による地中化  
（埼玉県久喜市事例）



植栽帯の一部に地上機器を配置  
（大阪府箕面市事例）



宅地間境界部に地上機器を配置  
（兵庫県西宮市事例）

## 阪急彩都ガーデンテラス(彩都F28街区)

### 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	管路埋設工法
●対象路線	無電柱化路線① 道路延長：796m 道路幅員：6m 歩道なし 無電柱化路線② 道路延長：49m 道路幅員：4m 歩道幅員：4.0m
●地上機器	道路内緑地、緑地に設置（5基）
●無電柱化費用	約140万円/戸（差額負担金含む）
●託送供給等約款の適用	非適用 ●無電柱化まちづくり促進事業の適用 非適用

#### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（箕面市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（箕面市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（箕面市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●地上機器・ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●地上機器・ケーブル 開発事業者

無電柱化整備写真



### 3 無電柱化に取り組んだ経緯

**【景観と環境に配慮した住宅づくりの一環として無電柱化を採用】**

- ・当該地区は、北大阪の丘陵地に文化芸術・研究開発・国際交流・産業集積といった特色ある機能を組み込んだ「時代を先導するユニークな都市づくり」を目指している。
- ・そういった状況の中、当該地区において「景観と環境に配慮した住宅地づくり」の一環として、住自然石風の擁壁や道路の自然色舗装の他、無電柱化に取り組んだ。

### 4 無電柱化実施上のポイント

**【地上機器設置による有効宅地面積減少の抑制】**

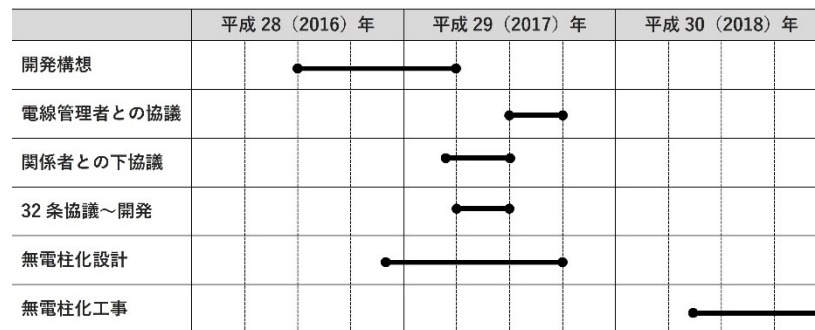
- ・地上機器設置数を減らすべく電力事業者との協議・調整を重ねた他、地上機器の一部を公共緑地に設置することで宅地面積減少の抑制を実現した。

**【電線管理者との効率的な協議】**

- ・開発事業者にて事前に無電柱化に係る配線計画を立案し、それを元に電線管理者と協議を行うことで協議期間の短縮を図った（従来は土地利用計画を作成した段階で電線管理者に配線計画図の作成を依頼していた）。



### 5 無電柱化整備に係るスケジュール



# 相談受付体制の整備と各種広報の実施

- **2022年4月**、資源エネルギー庁に**無電柱化に関する相談受付窓口を設置**し、各自治体をはじめとする現場関係者からの相談に対応。
- **無電柱化ベストプラクティス集**を作成し、**資源エネルギー庁HPにて公表**。**一般送配電事業者より、ブロック協議会や路線協議の機会を捉え、現場の状況に応じて様々な無電柱化整備メニューの提示を推進**。
- 東京ビックサイトでのセミナー、ブロック講習会等を通じて、資源エネルギー庁の無電柱化の取り組みについて広報。

## <無電柱化ベストプラクティス集>



# 相談受付窓口と情報提供体制

- 地方自治体や関係事業者が電気通信事業者と無電柱化の調整が難航した場合に総務省へ相談する受付窓口を、総務省HP内に設置。（令和4年6月）
- 国土交通省、経済産業省と連携し、地方自治体等に対して受付窓口を周知。

総務省  
MIC  
Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

電気通信政策の推進

無電柱化の推進

(1) 概要

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「無電柱化の推進に関する法律（平成29年法律第112号、以下「無電柱化法」という。）」が2018年12月に施行されました。また、無電柱化法第4条で国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならないと規定されていることから、令和3年5月に無電柱化推進計画（国土交通大臣決定、計画期間：令和3～7年度）が策定されています。

(2) 対応策

無電柱化推進計画で新設電柱を抑制するため、新設電柱の増加要因の調査・分析を行い、削減に向けた対応策をとりまとめたこととして、関係省庁（国土交通省、資源エネルギー庁、総務省）が連携し、新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応策をとりまとめました。

資料：新設電柱の調査結果概要（令和3年4月～12月）  
資料：分析結果を踏まえた要因と対応策（令和4年4月関係省庁連絡会議）  
資料：無電柱化推進計画（令和3年5月策定）概要

(3) 新設電柱調査結果

NTTの新設電柱調査結果は以下のとおりです。

- 令和3年度
- 令和4年度

Ro-Net新設電柱調査結果概要  
Ro新設電柱（NTT）調査結果

(4) 相談窓口

無電柱化に関し、関係者間の合意形成の円滑化を求めの声を受け、相談窓口を設置いたしました。電気通信事業者と法人（開発事業者や地方自治体）の方々へ、無電柱化に関する調整を実施するに当たり、若しくは実施中に於いて、当省への相談事項がございましたら、以下メールアドレスに御連絡ください。メールには、法人名、御連絡先、無電柱化を検討している案件名、案件の住所、御相談された内容を具体的に記載していただくようお願いいたします。メールをいただきましたら、担当から返信させていただきます。なお、御相談いただいた内容については、事実関係の確認のため、当省から電気通信事業者等に確認する場合がございます。都度、御相談の内容に応じ、対応いたしますが、予め御留意ください。

お問合せ先  
総合通信基盤局 電気通信事業部  
基盤整備促進課  
メールアドレス: kouzou@sooimu.go.jp  
※迷惑メール防止のため「@」を「O」と表示しています。メールをお送りになる際には、「O」を「@」に直してください。

